



2021年4月27日

各 位

会社名 **株式会社 マキタ**

代表者名 取締役社長 後藤 宗利  
(コード:6586、東証・名証第一部)

問合せ先

取締役執行役員管理本部長 大津 行弘  
(TEL 0566-97-1717)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年12月18日付「指名・報酬委員会の設置及び監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」のとおり、2021年6月25日に開催予定の当社第109回定時株主総会(以下、「本定時株主総会」という。)において承認されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行する方針を決定しております。

これに伴い、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、これまで独立社外取締役の複数選任等によって、取締役会の監督機能の強化を図ってまいりました。今般、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレートガバナンス体制のさらなる充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することといたしたく存じます。これに伴い、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 取締役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、取締役会の決議によって法令に定める範囲内で取締役の責任を一部免除することができる旨の規定を新設するものであります。また、2015 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結することができる取締役の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することができるようにするため、現行定款第 28 条を変更するものであります。なお、これらの規定の新設及び変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 資本政策及び配当政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議によって行うことができるよう、変更案第 32 条及び第 33 条を新設し、あわせて変更案第 32 条の一部と内容が重複する現行定款第 7 条を削除するものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

なお、本定款変更は、本定時株主総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2021 年 6 月 25 日 (予定)
定款変更の効力発生日	2021 年 6 月 25 日 (予定)

以 上

(下線は変更箇所を示しています。)

現行定款	変更案
<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機
関を置く。	関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削 除)
(4) <u>会計監査人</u>	<u>(3) 会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
<b>第2章 株 式</b>	<b>第2章 株 式</b>
第6条 (条文省略)	第6条 (現行どおり)
<u>(自己の株式の取得)</u>	(削 除)
第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、</u>	
<u>取締役会の決議によって市場取引等により自己の</u>	
<u>株式を取得することができる。</u>	
第8条～第11条 (条文省略)	第7条～第10条 (現行どおり)
<b>第3章 株主総会</b>	<b>第3章 株主総会</b>
第12条～第13条 (条文省略)	第11条～第12条 (現行どおり)
(議 長)	(議 長)
第14条 株主総会の議長は取締役社長が当たり、取締役社	第13条 株主総会の議長は取締役社長が当たり、取締役社
長事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた	長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定め
順序により他の取締役が当たる。	た順序により他の取締役が当たる。
第15条 (条文省略)	第14条 (現行どおり)
(決議の方法)	(決議の方法)
第16条 株主総会の決議は法令または定款に別段の定め	第15条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定め
のない限り、出席した議決権を行使することが	のない限り、出席した議決権を行使すること
できる株主の議決権の過半数をもって行う。	ができる株主の議決権の過半数をもって行う。

現行定款	変更案
<p>(2) (条文省略)</p>	<p>(2) (現行どおり)</p>
<p>第 17 条 (条文省略)</p>	<p>第 16 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;"><b>第 4 章 取締役および取締役会</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第 4 章 取締役および取締役会</b></p>
<p>(人 数)</p>	<p>(人 数)</p>
<p>第 18 条 当社の取締役は 15 名以内とする。</p>	<p>第 17 条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は 15 名以内とする。</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>(2) 当社の監査等委員である取締役は 5 名以内とする。</u></p>
<p>(選 任)</p>	<p>(選 任)</p>
<p>第 19 条 取締役は株主総会において選任する。</p>	<p>第 18 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p>
<p>(2) (条文省略)</p>	<p>(2) (現行どおり)</p>
<p>(3) (条文省略)</p>	<p>(3) (現行どおり)</p>
<p>(任 期)</p>	<p>(任 期)</p>
<p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第 19 条 <u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>(2) 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p><u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>(3) 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>(4) 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役等の選任)</p> <p>第 21 条 取締役会は当会社を代表する取締役を選定する。取締役会の決議で取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を置くことができる。</p> <p>(招 集)</p> <p>第 22 条 取締役会の招集の通知は、あらかじめ取締役会の定める期日の場合を除き、会日の 3 日前に各取締役および監査役に発する。ただし、緊急の場合はさらにこの期間を短縮することができる。</p> <p>(議 長)</p> <p>第 23 条 取締役会の議長は取締役会長が当たり、取締役会長欠員もしくは事故あるときは取締役社長が当たる。取締役会長、取締役社長ともに欠員もしくは事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が当たる。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第 24 条 取締役会は法令または定款に定めのある事項のほか、当会社の重要業務を決定する。</p> <p>(新 設)</p> <p>第 25 条～第 26 条 (条文省略)</p> <p>(報 酬 等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定め</p>	<p>(代表取締役等の選定)</p> <p>第 20 条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から当会社を代表する取締役を選定する。</p> <p>(2) 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を置くことができる。</p> <p>(招 集)</p> <p>第 21 条 取締役会の招集の通知は、あらかじめ取締役会の定める期日の場合を除き、会日の 3 日前までに各取締役に発する。ただし、緊急の場合はさらにこの期間を短縮することができる。</p> <p>(議 長)</p> <p>第 22 条 取締役会の議長は取締役会長が当たり、取締役会長に欠員もしくは事故あるときは取締役社長が当たる。</p> <p>(2) 取締役会長、取締役社長ともに欠員もしくは事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が当たる。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第 23 条 取締役会は法令または本定款に定めのある事項のほか、当会社の重要業務を決定する。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 24 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第 25 条～第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(報 酬 等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</p>

現行定款	変更案
<p>る。</p>	<p>株主総会の決議によって定める。</p>
<p><u>(社外取締役との責任限定契約)</u></p>	<p><u>(取締役の責任免除)</u></p>
<p>第 28 条 (新 設)</p> <p>当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第 28 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>(2) 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p><b>第 5 章 監査役および監査役会</b></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(人 数)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 29 条 <u>当社の監査役は 5 名以内とする。</u></p>	
<p><u>(選 任)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 30 条 <u>監査役は株主総会において選任する。</u> <u>監査役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(任 期)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 31 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	
<p>(2) <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(招 集)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 32 条 <u>監査役会の招集の通知は、あらかじめ監査役会の定める期日の場合を除き、会日の 3 日前に各監査役に発する。ただし、緊急の場合はさらにこの期間を短縮することができる。</u></p>	

現行定款	変更案
<p>(報酬等)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第33条 <u>監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p>(社外監査役との責任限定契約)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第34条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p><b>第5章 監査等委員会</b></p>
<p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p>
	<p>第29条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(招集)</p>
	<p>第30条 <u>監査等委員会の招集の通知は、あらかじめ監査等委員会の定める期日の場合を除き、会日の3日前までに各監査等委員に発する。ただし、緊急の場合にはさらにこの期間を短縮することができる。</u></p>
<p><b>第6章 計算</b></p>	<p><b>第6章 計算</b></p>
<p>第35条 (条文省略)</p>	<p>第31条 (現行どおり)</p>
<p>(剰余金の配当)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第36条 <u>期末配当は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。</u></p>	
<p>(中間配当)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第37条 <u>当社は取締役会の決議により、毎年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p>
	<p>第32条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 38 条 <u>期末配当金および中間配当金は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第 33 条 <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(2) <u>当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(3) <u>前 2 項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 34 条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 109 回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 34 条の定めるところによる。</u></p>